

吹田市花とみどりの情報センター条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 花とみどりの情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹田市江坂花とみどりの情報センター</td> <td>吹田市江坂町1丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>吹田市千里花とみどりの情報センター</td> <td>吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	吹田市江坂花とみどりの情報センター	吹田市江坂町1丁目19番1号	吹田市千里花とみどりの情報センター	吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 花とみどりの情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称</u> 吹田市花とみどりの情報センター</p> <p>(2) <u>位置</u> 吹田市津雲台1丁目2番1号</p>
名称	位置						
吹田市江坂花とみどりの情報センター	吹田市江坂町1丁目19番1号						
吹田市千里花とみどりの情報センター	吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部						
<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>吹田市花とみどりの情報センター</u>（以下「センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(4) }</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>花とみどりの情報センター</u>（以下「センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(4) }</p>						
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第10条 } -----略-----</p> <p>4 }</p> <p>5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び<u>前2条の規定中</u>「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第10条 } -----略-----</p> <p>4 }</p> <p>5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び<u>前2条中</u>「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>						

現 行

改 正 案

別表

1 江坂花とみどりの情報センター使用料

(単位 円)

施設の名称	使用時間			1 時間増 すごとに
	午前	午後	全日	
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から午 後 6 時まで	午前 10 時から 午後 6 時まで	
講習室	600	1,500	2,100	300
会議室	450	1,200	1,650	300
展示スペース	1,050	2,550	3,600	450

備考 使用者の住所（法人にあってはその事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の 10 割増しの使用料を徴収する。

2 千里花とみどりの情報センター使用料

(単位 円)

施設の名称	使用時間			1 時間増 すごとに
	午前	午後	全日	
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から午 後 6 時まで	午前 10 時から 午後 6 時まで	
講習室	3,300	8,100	11,400	1,600
展示スペース	1,600	4,000	5,600	800

備考 使用者の住所（法人にあってはその事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の 10 割増しの使用料を徴収する。

別表

センター使用料

(単位 円)

施設の名称	使用時間			1 時間増 すごとに
	午前	午後	全日	
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から午 後 6 時まで	午前 10 時から 午後 6 時まで	
講習室	3,300	8,100	11,400	1,600
展示スペース	1,600	4,000	5,600	800

備考 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の 10 割の割増使用料を併せて徴収する。